

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の 個人通報制度の早期批准および 国内人権救済機関の早期設立を求める要請署名

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

第2次世界大戦の痛苦の経験をふまえ、1948年、国際連合の総会で、すべての人びとの基本的人権が保障されることこそ世界平和の基礎であることを明確にした「世界人権宣言」が採択されました。これを実効あるものとするために、1966年、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）が、国連総会で採択され、日本政府は1979年、これらの規約を批准しました。

自由権規約では、批准した国（締約国）に規約上の人権の保障が義務づけられており、その履行・達成状況を5年に1度、自由権規約委員会に報告し、審査を受けることになっています。この間行われた審査の結果、委員会は、日本の劣悪な人権状況に深刻な懸念を表明し、その改善を求めるいくつかの重要な勧告を行っています。そのなかでも重要なことは、自由権規約委員会が日本政府に対して、自由権規約の「個人通報制度」の批准とパリ原則にもとづき政府から独立した国内人権救済機関の設置を重ねて強く求めていることです。

個人通報制度は、自由権規約に規定されている権利を侵害された個人が、国内において救済手続きを尽くしたにもかかわらず救済されない場合、個人として、直接自由権規約委員会に申立てが出来る制度です。

また、国内人権救済機関は、裁判所とは別に、人権侵害からの救済と人権保障を推進するための国家機関で、裁判所に訴えて裁判を行うと時間がかかる場合が多いのに対して、簡易・迅速に人権救済のための解決を図る機関です。

日本の裁判では、冤罪事件や国民の憲法上の権利に関して、国や大企業などの立場にたった安易な判断が横行しており、自由権規約に照らして適切な救済がなされているとはいえません。こうした裁判の犠牲者にとって、自由権規約を実効あるものとし、人権保障体制を国際水準に引き上げ、犠牲者の救済を図るためには個人通報制度と国内人権救済機関は不可欠です。

ジュネーブの国連本部において日本政府報告審査が行なわれ、これまでの総括所見でも、この問題について自由権規約委員会は厳しい勧告を出しました。自由権規約を批准している以上、日本政府が真摯にこの問題に取り組むことは当然のことであり、憲法上の義務でもあると考えます（憲法98条2項）。

私たちは、日本政府が、ただちに個人通報制度を批准し、国内人権救済機関を設立するよう強く要求するものです。

請 願 項 目

- 一 第一選択議定書（個人通報制度）の早期批准をおこなうこと。
- 一 国内人権救済機関を設立すること。

氏 名	住 所

